

●生産販売対策

(安全・安心対策の取り組み徹底)

①水田、大豆畑への塩化カリ散布による放射性物質の吸収抑制対策

②利用自肅牧草地のロータリー耕、プラウ耕施工による農地の除染

生産対策への国・県等からの財政的、技術的支援が必要



①水■、大豆畑への塩化カリ散布による放射性物質の吸収抑制対策

平成26年産米の放射性物質検査について(宮城県 通知文から抜粋)

平成26年7月29日
宮城県農林水産部農産園芸環境課

1 趣旨

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、県産米の安全性の確認と消費者・実需者への的確な情報提供を行うため、県全域を対象とした米の放射性物質検査を実施し、基準値(100Bq/kg)を超過する米の流通を防止する。

2 ■の基本的な考え方

26年産米の放射性物質検査については、「26年産米の作付等に関する方針」(農林水産省平成25年12月24日)に基づき、25年産米の検査結果等を踏まえ、引き続き、必要に応じ、「検査計■、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部平成26年3月20日改正)の一般ルールよりも綿密な検査を実施する。

3 県の検査方針及び概要

上記2を踏まえた検査とするが、県における放射性物質検査においては、昭和25年当時の旧市町村を単位として実施するものとし、「■の基本的な考え方」よりも綿密な検査として実施する。

(1)検査の区分

検査を実施する対象区域(旧市町村)ごとに、全検体の検査結果が判明し、安全性が確認されるまでは出荷を自肅するよう要請した上で、以下の区分により検査を実施する。

(2)(3) 略

(4)検体の採取

検体の採取(サンプリング)にあたっては、基準値を超える米を的確に把握するため、地域の中でも米に含まれる放射性セシウム濃度が高いと考えられる地点から検体を採取することとする。

(5)検査結果についての対応

・放射性セシウムの基準値(100Bq/kg)を超過する米が1点でも検出された場合には、栽培管理の状況や周辺ほ場で生産された米の放射性セシウム濃度等について詳細な調査を行う。その結果、地域的な汚染の広がりがある可能性が確認された場合には、原子力災害対策特別措置法に基づき当該旧市町村で生産される米に対して出荷制限が指示される。

・一般検査において、50Bq/kg超100Bq/kg以下の放射性セシウムが検出された場合には、検査密度を引き上げ、全戸検査を実施するものとする。

・旧市町村の全検体で放射性セシウムが基準値(100Bq/kg)以下であった場合には、当該旧市町村における出荷自肅を解除する。

総括

○ 25年産の米の全袋調査の結果によると、基準値超過は約1,093万点中わずか28点（平成26年3月3日現在）と非常に限定的であり、カリ施肥をはじめとした吸収抑制対策の効果が改めて確認された。

○ これまでの調査研究の結果、高濃度の放射性セシウムを含む米に関して、

① 土壌から玄米への移行については、土壌中の放射性セシウム濃度だけでなく、土壌中の交換性カリ含量や土壌のセシウム固定力が重要であること

② 対策としてはカリ施肥が重要となるが、放射性セシウムの吸収抑制の観点からは生育初期の交換性カリ含量を確保することが重要であり、速効性の塩化カリを基肥中心に施用することが基本となること、また、カリ施肥による吸収抑制対策を行っても玄米の食味等には影響がないこと

③ 稲わらの還元は土壌中の交換性カリ含量を高め、玄米中の放射性セシウム濃度を低減する効果があること

④ 流入水から玄米への移行については、ため池や水路等の水質調査の結果と併せて考えると、影響は限定的と考えられる。また、土壌中の交換性カリ含量は水からの移行の抑制にも効果があることから、流入水からの影響を抑制する観点からも土壌中の交換性カリ含量の確保は重要であること

⑤ 汚染した籾すり機等の利用による交差汚染も見られており、事故後初めて使用する際には乾燥・調製等の機械の清掃なども重要であること

などが明らかになっている。

○ 以上を踏まえ、26年作についても、引き続き、農業現場の協力を得て、カリ施肥を中心とした吸収抑制対策の徹底を図ることとしたい。

○ なお、25年産米の基準値超過は特定の地域に限定されており、地域特有の要素が影響しているものと推察され、これまでの調査の結果、土壌が基準値超過の要因の一つと考えられたが、土壌だけでは基準値超過の発生要因を十分説明できないことから、引き続き調査を進めることとしている。

7

平成26年産米生産に係る放射性物質濃度低減のための取組方針（抜粋）

平成25年5月

J A グループ宮城「食料安全・安心推進委員会」
J A 宮城中央会・J A 全農みやぎ

4. 取り組みの具体策

具体的には、県の土壌調査結果や25年産米の放射性物質濃度の検査結果等をもとに、地域に応じた吸収抑制対策（カリ肥料の施用等）の実施と検査体制の強化を図っていくこととします。

(1) 生産技術対策について

生産技術対策については、「宮城県安全・安心環境保全米」に必要な土づくりを基本に、宮城県が設定した「平成26年産米の放射性物質吸収抑制対策について」に基づくものとし、「ア.土づくり イ.深耕 ウ.基肥・追肥（カリ肥料の施用） エ.水管理 オ.乾燥・調製等の汚染防止等」の徹底を図るものとします。

(2) 対策の実施について

放射性物質吸収抑制対策については、県が実施した土壌調査の結果や25年産米の放射性物質濃度の検査結果等を踏まえ実施するものとします。

また、カリ肥料については、稲わら等の還元状況を勘案のうえ、県が示した「土壌中のカリと基肥をあわせてカリ成分25kg/10aとなるように施用」することを目標にして、市町村・関係機関及びJ A等が連携して地域に応じた吸収抑制対策を確実に実施することとします。

(3) 資材調達等について

取り組みに要する資材・機械等については、可能な限り、国の東日本大震災生産対策交付金等の国庫助成や県・市町村による助成措置等を活用するものとします。

また、必要に応じて「東京電力」への損害賠償請求による経費補てん対応についても取り組みを進めます。

(4) 普及推進及び実践体制の整備について

「風評被害」防止の観点からも、県内全域・全出荷米について「不検出」を基本とすることから、販売農家はもとより、すべての生産者の主体的な「安全・安心」意識のもとに取り組みを推進することを基本に据えます。

そのため、県が示した抑制対策（「ア.土づくり イ.深耕 ウ.基肥・追肥（カリ肥料の施用） エ.水管理 オ.乾燥・調製等の汚染防止等」）の徹底に努め、県及び市町村・関係機関との連携により、現場における普及推進・実践体制の整備を図るものとします。

8